

# 令和6年6月岡崎市議会定例会 提出議案概要

## 提出件数

- 1 議案 21件
- 2 報告事項 19件

区分	承認	認定	その他	条例	予算	同意	諮問	計
議案	1	—	9	6	4	—	1	21
(当初発送)	(1)	—	(9)	(6)	(4)	—	—	(20)
(追加提出) (閉会日提出分)	—	—	—	—	—	—	(1)	(1)
報告事項	—							19
(当初発送)	—							(18)
(2次発送)	—							(1)

## 招集告示日及び議案発送日

- 1 招集告示日 令和6年5月24日（金）
- 2 議案発送日
  - (1) 当初発送 令和6年5月24日（金）
  - (2) 2次発送 定例会開会日（令和6年6月3日（月））予定
  - (3) 追加提出 定例会閉会日（令和6年6月21日（金））予定

## 承認（1件） 5月24日発送

件名	概要
岡崎市市税条例の一部を改正する条例の専決処分について  承認第1号 (市民税課)	地方税法の一部改正に伴い、関連する規定を整備するもの  1 令和6年度分の個人住民税について、納税者の合計所得金額が1,805万円（給与収入2,000万円）以下の場合に限り、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円を納税者の所得割の額から特別控除する定額減税を実施する。 2 宅地等又は農地に対する固定資産税及び都市計画税について、令和8年度まで負担調整措置を継続する。  令和6年3月31日専決 令和6年4月1日から施行

その他（9件）

5月24日発送

件名	概要
<p>損害賠償の額を定めることについて</p> <p>第57号議案 (総務文書課)</p>	<p>内容 国の定める標準仕様に準拠した選挙人名簿管理システムへの移行に当たり、当該システムを他ベンダーのシステムに切り替え、相手方との契約を終了することとしたため、解約による損害金が発生した。</p> <p>金額 12,430,000円</p>
<p>愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について</p> <p>第58号議案 (医療助成室)</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、現行の被保険者証が令和6年12月2日以降発行されなくなることに伴い、愛知県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関し協議するもの</p>
<p>物品の譲与について</p> <p>第59号議案 (ワクチン接種推進室)</p>	<p>新型コロナワクチンの特例臨時接種が令和6年3月31日をもって終了したことにより、市において使用する見込みがなくなった物品を譲与するもの</p> <p>譲与する物品 超低温冷凍庫 27台 相手方 大学共同利用機関法人自然科学研究機構ほか16者</p>
<p>財産の取得について</p> <p>第60号議案 (商工労政課)</p>	<p>市道小針線ほか2路線用地として、岡崎市土地開発公社を経由して買い入れるもの</p> <p>所在 小針町地内 地目 田、畑、宅地及び雑種地 面積 7,443㎡ 金額 445,990,000円以内</p>
<p>工事請負に関する契約について</p> <p>第61号議案 (市街地整備課)</p>	<p>市道池金本宿線拡幅整備に伴う鉄道高架下防護工事の委託契約を行うもの</p> <p>工事概要 鉄道高架下防護工事一式 契約方法 随意契約 金額 536,358,900円 履行期限 令和7年9月30日 相手方 名古屋鉄道株式会社</p>
<p>物品の取得について</p> <p>第62号議案 (消防救急課)</p>	<p>救急業務用の物品の買入れを行うもの</p> <p>買入物品 高度救命処置用資機材 2組 契約方法 指名競争入札 金額 29,378,800円 納品期限 令和7年3月31日 相手方 協和医科器械株式会社</p>
<p>物品の取得について</p> <p>第63号議案 (消防救急課)</p>	<p>救急業務用の物品の買入れを行うもの</p> <p>買入物品 災害対応特殊救急自動車 2両 契約方法 指名競争入札 金額 38,718,458円 納品期限 令和7年3月31日 相手方 愛知日産自動車株式会社</p>

件名	概要
物品の取得について  第64号議案 (消防救急課)	消防業務用の物品の買入れを行うもの  買入物品 指揮指令車 1両 契約方法 指名競争入札 金額 23,327,650円 納品期限 令和7年3月31日 相手方 平和機械株式会社
物品の取得について  第65号議案 (教育政策課)	学校用の物品の買入れを行うもの  買入物品 電子黒板 249台 契約方法 指名競争入札 金額 82,976,300円 納品期限 令和7年3月31日 相手方 教育産業株式会社

# 条例（6件） 5月24日発送

件名	概要
<p>岡崎市市税条例の一部改正について</p> <p>第66号議案 (市民税課)</p>	<p>地方税法等の一部改正に伴い、市税の課税の適正化を図るもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 個人市民税 令和7年度分の個人の住民税に限り、特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者（控除対象配偶者及び国内に住所を有しない者を除く。）を有するものに限る。）の所得割の額から1万円を控除する。</li> <li>2 固定資産税・都市計画税 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、一定の特定バイオマス発電設備（バイオマスのうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを電気に変換するものに限る。）について、固定資産税の課税標準の特例を定める。</li> <li>(2) 都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が一定の一体型滞在快適性等向上事業により整備した滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例を定める。</li> <li>(3) 新築の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置に係る申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する管理者等から必要書類が提出され、かつ、当該区分所有に係る住宅が当該減額措置の要件に該当すると認められるときは、当該減額措置を適用することができることとする。</li> <li>(4) 据置年度（令和7年度分又は令和8年度分）の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、市長が修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すと認める場合には、修正基準により修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とする。</li> <li>(5) 市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税について、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く措置に関する規定を削除する。</li> </ol> </li> </ol> <p>公布の日から施行</p>
<p>岡崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について</p> <p>第67号議案 (情報システム課)</p>	<p>生活保護法の一部改正に伴い、進学準備給付金の名称を進学・就職準備給付金に改めるもの</p> <p>公布の日から施行</p>

件名	概要
岡崎市国民健康保険条例の一部改正について  第68号議案 (国保年金課)	国民健康保険法の一部改正により、退職者医療制度の経過措置が廃止されたことに伴い、所要の規定を整理するもの  公布の日から施行
岡崎市脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例の制定について          第69号議案 (ゼロカーボンシティ推進課)	脱炭素社会を実現するため、気候変動対策の推進に関し、基本理念、施策の基本となる事項等を定めるもの  1 脱炭素社会の推進に関し、基本理念を定めること等により、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。 2 脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策の推進に関し、基本理念並びに市、事業者及び市民の責務を定める。 3 市は、気候変動対策に係る実施計画を策定し、脱炭素まちづくりの推進に関し、市の施策を定める。 4 気候変動緩和策の推進に関し、再生可能エネルギーの利用の促進並びに事業活動、日常生活、交通、廃棄物及び吸収源に係る対策について規定を定める。 5 気候変動適応策の推進に関し、市の施策を定める。 6 市は、気候変動対策の普及啓発等に努めるものとする。 7 市は、地球温暖化対策地域協議会が気候変動対策の促進に向けた普及啓発、情報提供その他の活動を積極的に行うことができるよう必要な支援に努めるものとする。  令和6年7月1日から施行

件名	概要
<p>岡崎市工場等建設奨励条例の一部改正について</p> <p>第70号議案 (商工労政課)</p>	<p>消費者向け製品製造業に係る工場等の立地促進を図るため、新たな奨励措置を設けるとともに、当該奨励措置に必要な手続を定める等のもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 奨励金の交付に係る建設計画の認定に当たり、特定業務施設を除き、工場等又は倉庫等の事務所部分の床面積の合計が当該工場等又は倉庫等の延べ面積の2分の1を超えないことを条件とする。</li> <li>2 新たな奨励措置として、消費者向け製品製造工場等建設奨励金を加える。消費者向けに販売する製品（B to C製品）の売上高が100億円以上の事業者が、市内で20,000㎡以上の土地を取得し、かつ、B to C製品を製造する工場等を新たに立地し、その投資規模が25億円以上（中小企業者等の場合、5億円以上）、新規雇用は20人以上（中小企業者等の場合、5人以上）であることを要件とする。また、消費者向け製品製造工場等建設奨励金の利用は、一事業者につき1回限りとする。</li> <li>3 消費者向け製品製造工場等建設奨励金の額（上限25億円）を定める。固定資産取得費用に当該工場等におけるB to C製品の出荷額割合に応じた補助の割合を乗じて算出した金額を奨励金として交付する。</li> <li>4 消費者向け製品製造工場等建設奨励金の交付決定において、工場等の操業等を開始した日から起算して10年を経過する日までの間に、認定を受けた建設計画で定めた事業を行うこと及び当該建設計画で定めた従業員数を著しく減じないことという条件を付す。</li> </ol> <p>令和6年7月1日から施行</p>
<p>岡崎市家康公観光振興基金条例の一部改正について</p> <p>第71号議案 (観光推進課)</p>	<p>地域愛及び誇りの醸成並びに観光の意義の理解を促進する観光教育を通し、持続可能な観光地域づくりに資するため、基金の設置目的及び処分に関する規定を改めるもの</p> <p>基金の設置目的及び処分の規定に、徳川家康公の功績に関する学びについての規定を加える。</p> <p>公布の日から施行</p>

# 予算（4件） 5月24日発送

件	名
第72号議案 (財政課)	令和6年度岡崎市一般会計補正予算(第1号)
第73号議案 (財政課)	令和6年度岡崎市一般会計補正予算(第2号)
第74号議案 (地域創生課)	令和6年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計補正予算(第1号)
第75号議案 (庁舎車両管理課)	令和6年度岡崎市継続契約集合支払特別会計補正予算(第1号)

## 補正予算概要(第72号・第74号議案)

(単位:千円)

会計別	補正前の額	補正額	補正後の額
一般会計	140,410,000	3,943,952	144,353,952
特別会計	74,410,694	0	74,410,694
企業会計	65,882,280	0	65,882,280
計	280,702,974	3,943,952	284,646,926

(一般会計)

歳入歳出予算款別補正額

(単位:千円)

款	歳入補正額	款	歳出補正額
16 国庫支出金	3,893,652	2 総務費	3,148,368
19 寄附金	30,000	3 民生費	745,284
20 繰入金	20,000	7 商工費	50,300
21 繰越金	300		
歳入合計	3,943,952	歳出合計	3,943,952

(単位:千円)

区分	経費の概要	
総務費	定額減税補足給付金給付事業費	3,148,368
民生費	住民税非課税世帯等生活応援金給付事業費	745,284
商工費	徳川家康公像四神像設置事業費	50,300

債務負担行為(追加)

(単位:千円)

事項	期間	限度額
阿知和地区工業団地関連道路等整備に要する経費	令和7年度から 令和8年度まで	30,400

## (阿知和地区工業団地造成事業特別会計)

## 債務負担行為(変更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
阿知和地区工業団地造成等に要する経費	令和7年度から令和8年度まで	527,000千円に、物価変動、制度の変更等に伴う増減額を加算又は減算した額	変更なし	668,300千円

## 補正予算概要(第73号・第75号議案)

(単位:千円)

会 計 別	補正前の額	補正額	補正後の額
一 般 会 計	144,353,952	1,610,405	145,964,357
特 別 会 計	74,410,694	148	74,410,842
企 業 会 計	65,882,280	0	65,882,280
計	284,646,926	1,610,553	286,257,479

## (一般会計)

## 歳入歳出予算款別補正額

(単位:千円)

款	歳入補正額	款	歳出補正額
16 国庫支出金	492,012	1 議会費	3,673
17 県支出金	2,444	2 総務費	15,682
19 寄附金	35,155	3 民生費	124,492
20 繰入金	1,058,663	4 衛生費	754,550
21 繰越金	20,131	6 農林業費	482,263
22 諸収入	2,000	7 商工費	67,832
		8 土木費	14,854
		10 教育費	147,059
歳入合計	1,610,405	歳出合計	1,610,405

(単位:千円)

区 分	経 費 の 概 要	
民 生 費	子ども食堂等居場所づくり活動費補助金	10,000
	介護サービス確保対策事業費補助金	52,252
	幼児子育て世帯生活支援事業費	52,393
衛 生 費	新型コロナウイルスワクチン接種事業費	762,806
農 林 業 費	おかざき農業応援プロジェクト推進事業費	470,475
商 工 費	中小企業事業資金保証料補助金	21,425
	測量設計委託料(産業立地誘導地区開発推進事業)	15,554
	家康公観光振興基金積立金	18,703

教 育 費	小学校校舎等特別整備工事請負費	105,490
	会計年度任用職員報酬等（教員業務支援員）	25,127
	庁用器具購入費（児童生徒健全育成推進事業）	5,000

繰越明許費

（単位：千円）

事 業 名	金 額
消防自動車等購入事業	114,906

諮問（1件） 閉会日提出

件名	概要	要
<p>人権擁護委員の推薦について</p> <p>諮問第1号 (防犯交通安全課)</p>	<p>佐野貴世恵氏（3期）の任期満了（令和6年9月30日）に伴い、後任者を推薦するもの</p>	

報告（18件） 5月24日発送

件名	概要	要
<p>令和5年度岡崎市一般会計継続費繰越計算書について</p> <p>報告第12号 (財政課)</p>	<p>地方自治法施行令第145条の規定による通次繰越に係る計算書</p>	
<p>令和5年度岡崎市一般会計繰越明許費繰越計算書について</p> <p>報告第13号 (財政課)</p>	<p>地方自治法施行令第146条の規定による翌年度に繰り越した経費の計算書</p>	
<p>令和5年度岡崎市阿知和地区工業団地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書について</p> <p>報告第14号 (地域創生課)</p>	<p>地方自治法施行令第146条の規定による翌年度に繰り越した経費の計算書</p>	
<p>令和5年度岡崎市病院事業会計予算繰越計算書について</p> <p>報告第15号 (市民病院総務課)</p>	<p>地方公営企業法第26条の規定による翌年度に繰り越した建設改良に要する経費の計算書</p>	
<p>令和5年度岡崎市水道事業会計予算繰越計算書について</p> <p>報告第16号 (経営管理課)</p>	<p>地方公営企業法第26条の規定による翌年度に繰り越した建設改良に要する経費の計算書</p>	
<p>令和5年度岡崎市下水道事業会計予算繰越計算書について</p> <p>報告第17号 (経営管理課)</p>	<p>地方公営企業法第26条の規定による翌年度に繰り越した建設改良に要する経費の計算書</p>	

件名	概要
<p>岡崎市土地開発公社の経営状況について</p> <p>報告第18号 (行政経営課)</p>	<p>地方自治法第243条の3の規定により提出するもの</p> <p>岡崎市土地開発公社の経営状況の報告</p>
<p>公益財団法人岡崎幸田勤労者共済会の経営状況について</p> <p>報告第19号 (商工労政課)</p>	<p>地方自治法第243条の3の規定により提出するもの</p> <p>市が2分の1以上出資する公益財団法人岡崎幸田勤労者共済会の経営状況の報告</p>
<p>公益財団法人岡崎市学校給食協会の経営状況について</p> <p>報告第20号 (教育政策課)</p>	<p>地方自治法第243条の3の規定により提出するもの</p> <p>市が2分の1以上出資する公益財団法人岡崎市学校給食協会の経営状況の報告</p>
<p>和解及び損害賠償の額を定める専決処分について</p> <p>報告第21号 (ふくし相談課)</p>	<p>日時 令和6年2月16日午前9時40分頃</p> <p>場所 岡崎市岡町字原山地内の高等学校の駐車場</p> <p>内容 高校生まちづくりプロジェクトのチラシ配布のため高等学校を訪れた職員が公用自動車のドアを開けた状態で車内から荷物を取り出していた際、ドアが強風にあおられ、右隣の駐車区画に駐車中の相手方自動車と接触し、当該自動車の左後部バンパー等を損傷させた。</p> <p>金額 84,832円(過失割合 市100%)</p> <p>令和6年4月5日専決</p>
<p>損害賠償の額を定める専決処分について</p> <p>報告第22号 (国保年金課)</p>	<p>内容 令和5年4月21日、会社を退職した相手方が、社会保険を任意継続した場合と岡崎市の国民健康保険に新たに加入した場合の保険料を比較するため、岡崎市に相談したところ、岡崎市職員が国民健康保険料を過少に算出した。その算出を基に相手方は同年5月から岡崎市の国民健康保険に加入したが、実際は任意継続した場合の社会保険料の方が安かったことから、相手方に損害を与えた。</p> <p>金額 93,458円</p> <p>令和6年5月7日専決</p>
<p>岡崎市遺児手当条例の一部を改正する条例の専決処分について</p> <p>報告第23号 (子育て支援室)</p>	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正により、保護命令の根拠規定が分割されたことに伴い、関係規定を整理するもの</p> <p>令和6年4月25日専決 公布の日から施行</p>

件名	概要								
<p>和解及び損害賠償の額を定める専決処分について</p> <p>報告第24号 報告第25号 (ごみ対策課)</p>	<p>日時 令和5年11月8日午前10時45分頃 場所 岡崎市中園町字欠間地内の集合住宅駐車場 内容 ごみ収集車が可燃ごみを収集した際、圧縮されたごみ袋から油汁が飛散し、当該駐車場に駐車中の相手方自動車の窓ガラス、ドアパネル等を汚損させ、また相手方が管理するごみステーション及び駐車場を汚損させた。 金額 419,346円(過失割合 市100%)(報告第24号) 73,700円(過失割合 市100%)(報告第25号)</p> <p>令和6年4月25日専決</p>								
<p>和解及び損害賠償の額を定める専決処分について</p> <p>報告第26号 (ごみ対策課)</p>	<p>日時 令和4年10月21日午前9時35分頃 場所 岡崎市高隆寺町字五所合地内の市道中央総合公園東公園線 内容 ごみステーションに関する現場調査に向かう途中の公用自動車が進中、市道上で停車していた相手方自動車に後方から追突し、相手方同乗者に頸部挫傷及び背部挫傷の傷病を負わせた。 金額 39,914円(過失割合 市100%)</p> <p>令和6年5月8日専決</p>								
<p>訴えの提起に関する専決処分について</p> <p>報告第27号 (住宅計画課)</p>	<p>市営住宅の家賃の支払を求める訴えの提起をするもの</p> <p>令和6年3月22日専決</p>								
<p>訴えの提起に関する専決処分について</p> <p>報告第28号 (住宅計画課)</p>	<p>市営住宅の家賃の支払を求める訴えの提起をするもの</p> <p>令和6年3月22日専決</p>								
<p>工事請負の契約の変更の専決処分について</p> <p>報告第29号 (住宅計画課)</p>	<p>(仮称)市営大樹寺住宅新築工事(第1工区)の契約(令和5年9月29日の議決を経て締結)を次のように変更するもの</p> <table border="1" data-bbox="571 1514 1062 1675"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>契約金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>変更前</td> <td>1,067,000,000円</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>1,066,088,100円</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td>911,900円減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和6年5月13日専決</p>	区分	契約金額	変更前	1,067,000,000円	変更後	1,066,088,100円	増減	911,900円減額
区分	契約金額								
変更前	1,067,000,000円								
変更後	1,066,088,100円								
増減	911,900円減額								

## 報告（1件） 開会日発送

件名	概要
株式会社岡崎情報開発センターの経営状況について  報告第30号 (情報システム課)	地方自治法第243条の3の規定により提出するもの  市が2分の1以上出資する株式会社岡崎情報開発センターの経営状況の報告